

新旧対照表

○環境への負荷の低減に関する指針（事業者の配慮すべき事項）

改正前	改正後
<p>(1 から 5 まで省略) (新規)</p> <p><u>6</u> 悪臭の発生の防止 (省略)</p> <p><u>7</u> 騒音及び振動の低減 (省略)</p> <p><u>8</u> 遺伝子組換え実験等に伴う排出ガス、廃液などの処理 (省略)</p> <p><u>9</u> 船舶による汚染の防止 (省略)</p> <p><u>10</u> 地域環境の保全 (省略)</p>	<p>(1 から 5 まで省略)</p> <p><u>6</u> <u>プラスチックの流出防止</u> <u>公共用水域にプラスチックが流出することによる汚染を防止するため、樹脂ペレットを使用等する場合には、次により環境中に樹脂ペレットが漏出することのないようにすること。</u></p> <p>(1) <u>管理体制の整備</u> <u>樹脂ペレットの取扱いに関する作業管理マニュアルを策定し、その内容に基づき従業員等に対し教育を行うとともに、マニュアルの周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>こぼれ対策及び清掃等の徹底</u> <u>作業に伴い樹脂ペレットがこぼれることのないよう、使い残した樹脂ペレットを保管する際には容器又は包装の口を塞ぐ等、注意して作業を行うこと。また、樹脂ペレットがこぼれた場合には、速やかに清掃及び捕集を行い、樹脂ペレットを回収すること。</u></p> <p>(3) <u>委託処理時の対応</u> <u>外部事業者処理に委託する場合には、袋の破損等により樹脂ペレットが漏出することのないよう、適切な取扱方法について取決めを行うこと。</u></p> <p>(4) <u>捕集設備の設置</u> <u>こぼれた樹脂ペレットが外部に漏出するおそれのある排出溝及びピットには、網状のスクリーン等の適切な捕集設備を設けること。</u></p> <p><u>7</u> 悪臭の発生の防止 (省略)</p> <p><u>8</u> 騒音及び振動の低減 (省略)</p> <p><u>9</u> 遺伝子組換え実験等に伴う排出ガス、廃液などの処理 (省略)</p> <p><u>10</u> 船舶による汚染の防止 (省略)</p> <p><u>11</u> 地域環境の保全 (省略)</p>